



2025 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社エージーピー

代表者名 代表取締役社長執行役員 杉田 武久

(コード番号:9377 東証スタンダード市場)

問合せ先 コーポレート部門統括執行役員 辻 佳子

TEL. 03-3747-1631

日本航空株式会社宛て、株主提案に対する意見表明書の通達および関連要請について

当社は、当社株主である日本航空株式会社(以下「JAL」)より提出された株主提案(株式併合、定款の一部変更、取締役 3 名選任)に関し、2025 年 5 月 25 日開催の取締役会において、正式に反対意見を決議いたしました。

これを受けて、当社は以下の内容を記載した文書を、JAL 代表取締役社長宛に通達いたしました。

1. 本株主提案に対する反対意見の正式表明
2. 本提案の再考および建設的な対話に関する正式な要請(以下 3 点)
 - ・ 当社特別委員会・ガバナンス検証委員会・指名報酬委員会の各報告書・答申書のご確認
 - ・ 提案内容が企業価値および少数株主の利益に適うものかのご再考

本件を執行役員に委ねるのではなく、貴社代表取締役社長および独立社外取締役との対話機会の設定

(別添資料)

2025 年 5 月 20 日付 JAL 執行役員 弓崎雅夫氏による書面(JAL 回答書)に関する当社の見解および補足説明

※同書面には、事実認識の齟齬、誤解を招く表現、重要な事実への言及の省略が見受けられたことから、当社として透明性確保と理解促進の観点より、補足文書を添付しております。

本件通達の詳細につきましては、添付資料の文書をご参照ください。

(添付資料)

「貴社株主提案に対する当社の意見表明(反対)のお知らせ

本株主提案の再考と対話の在り方に関するお願い」

※当該文書は、JAL 取締役 9 名全員に送付いたしました。

参考として、本リリースには、代表取締役社長グループ CEO の鳥取 三津子様宛の文書を添付しております。

以 上

2025 年 5 月 28 日

日本航空株式会社
代表取締役社長 グループCEO
鳥取 三津子 様

株式会社エージーピー
代表取締役社長執行役員
杉田 武久

貴社株主提案に対する当社の意見表明(反対)のお知らせ
本株主提案の再考と対話の在り方に関するお願い

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

2025 年 4 月 25 日付で貴社より提出された株主提案(株式併合、定款変更、取締役選任)に関し、当社取締役会は、以下三機関からの正式な報告・答申を受け、**2025 年 5 月 25 日開催の臨時取締役会において、JAL による株主提案に対し全会一致で「反対意見を表明」**することを決議いたしました。

- ・ 株式会社エージーピー ガバナンス検証委員会(委員長:山口利昭弁護士)による報告書
- ・ 株式会社エージーピー 特別委員会(委員長:阿南剛社外取締役)による取締役会への答申書
- ・ 株式会社エージーピー 指名・報酬委員会(委員長:佐々木かをり社外取締役)による答申書

1. 反対に至った経緯

2025 年 1 月 17 日、貴社の執行役員より当社に提出された、「非公開化を通じたより深い協業関係の構築に関する協議開始の件」と題する文書を受領いたしました。

この文書にて、貴社は、当社を非公開化し、貴社、日本空港ビルディング株式会社および ANA ホールディングス株式会社 3 社で出資する構想を提示しておられました。

こうした重要かつ重大な提案が、代表取締役社長ではなく執行役員名義で手交されたことを踏まえ、当社は 1 月 23 日、ならびに 1 月 27 日付で、貴社の代表取締役社長である鳥取 三津子様宛に正式な照会書を送付し、明確な回答を求めておりましたが、貴社からのご回答は残念ながら、授權をされたという弓崎執行役員からの回答しかいただけず、当社はその後も、2 月 5 日・2 月 24 日と照会書を重ねて提出しましたが、不明瞭な点が多かったため、2 月 26 日に独立社外取締役と環境に関する知見をお持ちの外部有識者で構成される特別委員会の設置を致しました。3 月には特別委員会より 20 項目にわたる質問書も提出いたしましたが、いずれも抽象的・断片的であり、時には事実と反している内容であり、極めて遺憾に思っておりました。

そのため、5 月には外部有識者による「ガバナンス検証委員会」も設置いたしました。両委員会によって、提案の妥当性や企業価値への影響、ガバナンス体制との整合性、少数株主保護の観点から、多角的かつ客観的な検証が行われました。

そして、2025 年 5 月 21 日付でガバナンス検証委員会より最終報告書を受領し、また、同月 25 日の臨時取締役会において、特別委員会からの答申書を受領し、そして指名報酬委員会か

らの答申書を受領した上で、取締役会で検討をし、貴社からの株主提案(株式併合、定款変更、取締役選任)に対し反対することを正式に決議するに至りました。

2. 反対理由の要点

以下のような点が主な反対理由となっております。

- **提案の目的に合理性がないこと**
脱炭素のための非公開化という主張には合理性がなく、上場維持のままでも施策は十分可能であること
- **手続に公正性が欠けること**
提案内容は公開買付から株式併合へ切り替えられ、その理由も説明されていいないこと
- **提示価格の妥当性がないこと**
貴社が提示する 1,550 円という買収価格は、当社が起用した第三者算定機関による最小評価 1,710 円を大きく下回る水準であること

なお、定款変更案につきましては、株式併合を前提とした従属的かつ技術的な内容にすぎず、単独では合理性や必要性を欠くものと考えております。したがって、株式併合自体に合理性が認められない以上、本定款変更案にも合意することはできません。

また、貴社からご提案いただいた社外取締役候補者 3 名につきまして、当社は他の候補者と同様に、指名・報酬委員会における所定の面談・評価プロセスを実施する必要があると認識し、正式に連絡先のご提供をお願い申し上げました。

しかしながら、2025 年 5 月 20 日付で貴社より、「当社指名・報酬委員会には重大な利害関係があるため、客観性に欠ける」との理由により、候補者の連絡先情報の提供が拒否され、面談の実施が叶わない状況となっております。

このような対応は、当社の社外取締役選任プロセスにおける公正性・透明性を損なうものであると同時に、少数株主に対する説明責任を果たすうえで不可欠な検討機会を妨げるものであると考えております。

また、貴社が指摘する「利害関係がある委員による評価の公正性への疑義」についても、当社の指名・報酬委員会は独立社外取締役を中心に構成され、かつ助言機関として機能していることから、法令および一般的なガバナンス実務に照らしても、その主張には根拠がないものと認識しております。

したがって、当社は 3 議案すべてに反対する判断に至りました。

3. 本株主提案の再考と対話の在り方に関するお願い

つきましては、以下の点をご検討いただきたく、正式にお願い申し上げます。

- 上記の報告書および答申書2点の内容を、貴社取締役各位において正式にご確認いただきたいです。

2025年5月28日

- その上で、本提案が企業価値および少数株主の利益に適うものか、あらためて再考いただきたいです。
- 是非、当社および当社を取り巻くステークホルダーのためにも、本件の対応を単に「授権」された一執行役員に任せるのではなく、貴社代表取締役社長である鳥取三津子様ご本人、ならびに監督責任を有する独立社外取締役の皆様との建設的な対話の機会をいただけますよう、あらためて正式にお願い申し上げます。

当社は、貴社からの提案を単なる取引行為とは捉えておらず、公共インフラとしての中立性、少数株主保護、ガバナンスの実効性といった制度的意義を問う極めて本質的な問題であると認識しております。したがって、こうした重要事項について、今後も形式的な手続きのみで進められることのないよう、強く要請致します。

今後も、少数株主の権利を尊重し、公共性と中立性の高い事業を担う上場企業としての責任を果たす所存です。貴社におかれましても、どうか本件の重要性とその制度的影響をご理解いただき、株主・市場・社会に対する誠実な姿勢と責任ある対応を賜りますよう、どうか重ねてお願い申し上げます。

敬具

(別添資料)

「5月20日付の弓崎執行役員書簡への懸念」

5 月 20 日付の弓崎執行役員書簡への懸念

2025 年 5 月 20 日付で貴社執行役員 弓崎雅夫氏よりご提出いただいた「特別委員会からの質問に対するご回答」(以下「JAL 回答書」)において、「当社はガバナンス検証委員会報告書を参考とはしない」とも受け取られかねない記述がございました。

当社としては、独立第三者による客観的な評価を無視するような姿勢は、当社に対して経営的影響力を有する立場にある株主としての説明責任および市場に対する信義則に反するものと受け止めざるを得ず、強い懸念を抱いております。

本書に添付いたします 2025 年 5 月 20 日付「特別委員会からの質問に対するご回答」(以下「JAL 回答書」)は、当社が同年 5 月 13 日付で提出した特別委員会名義の質問書に対して、貴社執行役員 弓崎雅夫氏よりご提出いただいた正式なご回答であり、本件株主提案に関する対話の前提となる重要な文書でございます。

当社といたしましては、同回答書の内容を真摯に受け止めておりますが、一方で、記載された内容の一部には、事実認識の齟齬、誤解を招く表現、ならびに重要な事実への言及の省略が見受けられることから、透明性の確保と建設的な理解の促進を目的として、以下の通り当社の見解を整理し、補足説明を行います。

① 本提案の目的とその合理性について

JAL 回答書では、「構造的な利益相反の可能性があることを課題として認識し、主要株主との対話を控える立場をとっており」との記載があります(JAL 回答書 1 頁)。しかし、これは当社の実態を正確に反映したものではありません。

当社は、貴社を含む大株主との間で、たとえば電動化 GSE の充電インフラ整備に関する技術的協力など、必要な連携を適切に実施しており、協業を拒否した事実は一切ございません。

また、GPU 利用の低下について、その原因が当社にあるかのような記述がございましたが、実際には、貴社による GPU 利用控えが主因の一つであると認識しております。

国土交通省の「カーボンニュートラルポート」施策においても、「APU(補助動力装置)に代えて、GPU を可能な限り使用すること」が脱炭素の重要項目として推奨されています。

当社は、GPU の再エネ化の検討、また、電気代高騰によるコスト増の抑制にむけて EMS 導入などの施策を着実に進めております。

したがって、「非公開化を通じて脱炭素施策が進む」とのご主張には、制度的にも実務的にも合理性は見出せません。

② 非公開化後の経営責任の所在に関する懸念

JAL 回答書では、「当社株主を構成する3社のいずれかが支配株主となることは予定しておらず、これは中立性・公共性の担保に配慮したものです」との記載があります(JAL 回答書 2 頁)。しかし、「誰も支配しないこと」が「誰も責任を持たない構造」となることについて、貴社からの

説明は不十分であると考えております。

JAL 提案書には、「JAL から 3 名、JAT から 2 名、ANA から 1 名を取締役に選任することが予定されている」とされており(JAL 提案書 7 頁)、いずれの株主も経営責任を単独で負わず、合議での意思決定が前提とされている体制です。

当社ガバナンス検証委員会も、これについて「誰も責任を持たず、しかし主要な利害を持つ企業だけが意思決定を行う体制」とし、企業価値の持続的向上を妨げるおそれがあると指摘しております(報告書 45 頁・16 頁)。

公共インフラを担う当社にとっては、誰がどのような権限と責任をもって経営判断を下すのが明示されることが不可欠であり、そこが不明確な本提案には賛同しかねます。

③ 利益相反の強調による対話困難性の主張について

JAL 回答書では、AGP が利益相反を理由として対話に消極的であったかのような主張がなされておりますが(文脈上、「利益相反リスクを過度に強調し、建設的な対話が困難だった」との趣旨)、これは実態と乖離した理解と考えております。

AGP は、利益相反のある取締役を審議から外す等、適切な手続きを踏んだうえで、日本航空・ANA との間で交渉や意見交換を行っており、対話自体を回避した事実は一切ありません。

実際、当社特別委員会答申書でも「それ以外の事項について、利益相反を理由に対話を拒否または困難にした事実は一切ない」と明記されています。

また、ガバナンス検証委員会報告書でも、貴社の捉え方と市場のガバナンス常識との間に明確なギャップがあることが指摘されています(報告書 52 頁、「証券市場の常識」と「羽田村の常識」との間に理解の相違がある)。

④ 貴社開示のコーポレート・ガバナンス報告書の記載変更に関する説明

JAL 回答書では、「コーポレート・ガバナンス報告書の記載内容は、非公開化の決定を受けて変更した」とされています(JAL 回答書 3 頁)。

しかし、2025 年 3 月 24 日付の報告書では、「上場維持の意義」が明示されており、これが 4 月 25 日付で一転して削除・差し替えられた経緯について、合理的な説明や市場への説明責任が果たされたとは認識しておりません。

当社としては、開示文書の信頼性・整合性の観点からも、かかる方針転換は極めて重大であると受け止めております。

⑤ 対話の実態と今後の責任ある対応について

JAL 回答書では、「再三面談を求めたが応じてもらえなかった」「対話申し入れは認識していない」との記載がございます(JAL 回答書 5 頁)。

しかし、当社はこれまで、代表取締役社長宛の正式書簡にて、少なくとも 3 度にわたり対話を要請しており、いずれも記録に残しております。

(別添資料)

2025 年 5 月 28 日

また、必要な前提情報が不明なまま形式的な面談を設定することは、むしろ意思決定の混乱を招くとの判断から、丁寧な文書照会によるやり取りを優先してきた経緯があります。

したがって、AGP が一貫して対話を拒否していたかのような印象を与えるご主張は、事実関係と異なるものであり、公正さを欠くものと考えております。

以上